

改正

昭和五十九年 八月規則第四八号

平成 八年 三月規則第二二号

平成一〇年一二月規則第七七号

平成一三年 一月規則第一〇号

平成一七年 六月規則第七〇号

平成二〇年 二月規則第六号

平成二六年 三月二〇日規則第一五号

平成三一年 三月二九日規則第二六号

江戸川区球場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区球場条例(昭和五十九年三月江戸川区条例第十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第二条 江戸川区球場(以下「球場」という。)の開場時間は、午前八時から午後九時までとする。

一部改正〔平成一七年規則七〇号〕

(休場日)

第三条 球場の休場日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、グラウンド管理上、条例第十四条の規定により江戸川区長(以下「区長」という。)が指定する者(以下「指定管理者」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則七〇号・二六年一五号・三一年二六号〕

(利用時間)

第四条 球場の利用時間は、第二条に定める開場時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。

ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成一七年規則七〇号〕

(利用料金)

第五条 条例第六条第二項に規定する付帯設備、備付器具及びその利用料金は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成一七年規則七〇号〕

(利用申請)

第六条 球場を利用しようとする者は、別表第二に定める期間内に、利用申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

一部改正〔昭和五九年規則四八号・平成一七年七〇号〕

(利用承認)

第六条の二 指定管理者は、前条の申請につき、その利用を承認したときは、申請した者に対して利用承認書を交付する。

追加〔平成一七年規則七〇号〕、一部改正〔平成三一年規則二六号〕

(承認の変更等)

第七条 前条の規定により利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用条件の変更をし、又は利用の取消しをしようとするときは、指定管理者に願い出なければならない。

全部改正〔平成一七年規則七〇号〕、一部改正〔平成三一年規則二六号〕

(利用料金の還付)

第八条 条例第七条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第八条第三号の規定により、利用承認を取り消した場合 施設の利用料金 全額
- 二 利用者の責任によらない理由によつて利用できない場合 施設の利用料金 全額
- 三 利用日の三十日前までに前条の規定による取消しの申出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められる場合 施設の利用料金 五割相当額
- 四 利用者の責任によらない理由によつて利用承認時間の三分の二以上を利用できない場合 施設の利用料金 五割相当額

2 付帯設備及び備付器具の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書を添えて、利用料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一〇年規則七七号・一三年一〇号・一七年七〇号・三一年二六号〕

(利用制限の通知)

第九条 指定管理者は、条例第八条の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則七〇号〕

（禁止行為）

第十条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設、付帯設備又は備付器具を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用し、又は危険物を持ち込むこと。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

（損害賠償の手続）

第十一条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査の上、現物賠償又は賠償額を決定する。

3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

一部改正〔平成一七年規則七〇号・三一年二六号〕

（係員の指示）

第十二条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則七〇号〕

（指定申請書の提出等）

第十三条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 球場の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
- 二 法人の定款
- 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書
- 四 法人の事業経歴及び概要
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則七〇号〕、一部改正〔平成三一年規則二六号〕

(様式)

第十四条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則七〇号〕

(委任)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

追加〔平成一七年規則七〇号〕

付 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和五十九年八月規則第四十七号で、同五十九年八月十日から施行)

付 則(中間省略)

付 則(平成一三年一月一八日規則第一〇号)

- 1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区球場条例施行規則第八条及び別表第一の規定は、平成十三年四月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年四月一日前に利用する者及びこの規則の施行前に既に承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則(中間省略)

付 則(平成二〇年二月二六日規則第六号)

この規則は、平成二十年三月一日から施行する。

付 則(平成二六年三月二〇日規則第一五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江戸川区球場条例施行規則別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則(平成三一年三月二九日規則第二六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第五条関係）

付帯設備利用料金（一）

設備名	単位時間	照度段階	
		二分の一点灯	全点灯
夜間照明設備	一時間	二、一〇〇円	四、一九〇円

備考

- 一 承認を受けた照度段階を照度の高い段階に変更するときは、変更後の照度段階に係る単位時間分の利用料金と既納の利用料金との差額を徴収する。
- 二 一時間に満たない時間は、これを一時間とする。

付帯設備利用料金（二）

設備名	単位	利用料金	備考
電源料	一キロワットまで	二五〇円	一キロワットを超え、一キロワット増すごとに二五〇円

備考 利用一回につき四時間までごとの利用料金とする。

付帯設備利用料金（三）

設備名	単位	利用料金
横断幕、懸垂幕等	一件（各一枚一日）	一〇、四八〇円
記念品等販売出店区画料	一区画一日（間口五・四メートル×奥行き三・六メートル以内）	二、一〇〇円

備考 横断幕、懸垂幕等について、極端に大きなもの及び美観を損ねると認められるものについては、掲出を認めないものとする。

備付器具利用料金

器具名	区分	利用料金
電光掲示板	一式 一時間	四、一九〇円。ただし、得点掲示部分のみ利用の場合 五二〇円

拡声装置（ワイヤレスアンプを含む。）	一式 一時間	二一〇円
ピッチングマシン	一台 一時間	二一〇円

一部改正〔平成八年規則二二号・一三年一〇号・一七年七〇号・二〇年六号・二六年一五号・三一年二六号〕

別表第二（第六条関係）

利用受付期間

利用者の区分	受付期間
一般（高校生以上）	利用月の三箇月前から
中学生以下	利用日の二週間前から

備考 江戸川区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めた場合は受付期間前に受け付けることができる。

全部改正〔平成一七年規則七〇号〕、一部改正〔平成三一年規則二六号〕